

岐阜県福祉サービス第三者評価事業評価結果表

令和3年4月1日改正
(令和3年4月1日適用)

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 岐阜後見センター

②施設・事業所情報

名称：豊木認定こども園	種別：幼保連携型認定こども園
代表者氏名：臼井 真 眸	定員（利用人数）：130名（141名）
所在地：岐阜県揖斐郡大野町桜大門538	
TEL：0585－32－0029	ホームページ：https://toyoki.jp
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 平成28年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 樹心会	
職員数	常勤職員：18名 非常勤職員 17名
専門職員	（専門職の名称）名
	保育教諭 13名 保育教諭 16名
	看護師 1名 保育助手 1名
	調理員 2名
	事務員 1名
	栄養士 1名
施設・設備 の概要	（居室数）
	（設備等）
	乳児室またはほふく室 2室 調理室1室 職員室1室 保育室 7室 遊戯室1室 図書室1室 トイレ

③理念・基本方針（※転載）

【理 念】

豊木は大きな育ちの木・豊木な伸びる学びの木

【基本方針】

子どもの人権と主体性を尊重し、健康と安心を基礎とした教育及び保育を行います。
教育と保育を一体とした学びをくり返し積み重ねる方法を実践し、園での活動が、就学後の子どもたちの未来に繋がるよう支援します。
子どもの、保護者、保育教諭等の間での正確な意思疎通のため、私たちは分かりやすい言葉で丁寧に説明し、子どもの育ちと子育ての専門施設としての役割を果たします。

④施設・事業所の特徴的な取組（※評価機関において記入）

- ・0歳児から2歳児については、特定の保育者により生まれる愛着の絆による自立と自主性の形成のため育児の担当制を取り入れている。
- ・3歳児から5歳児にかけて、主体的な遊びと生活のなかで、自らの学びと教育の積み重ねによる教育としてピラミッド教育法を取り入れている。
- ・自ら楽しく体を動かす自然な運動としてリーベ式運動遊びを取り入れている。
- ・子どもの育ちを支えるもう一つの柱である、家庭との連携として、①子どもの一日を共有し合う連絡帳等②子どもの生活の様子を把握するためのフリー参観、懇談、お便り等③子どもの発育発達を理解し合うための玩具の貸し出し、遊びのアドバイス④子どもの学びをフォローするため、家庭でのプロジェクトの参加等を実施している。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 5 年 1 0 月 1 日（契約日） ～ 令和 6 年 3 月 3 1 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	初 回（令和 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

<園長の適切な記録管理と情報共有がされている。>

園内の情報は園長に集約され、内容に応じて振り分けられ、各職員に必要な情報が的確に届けられている。職員数が多く、情報共有が難しい状況でも、各種会議や朝礼、議事録、ノートなどを活用した共有ができています。また、職員室をはじめ、園内の整理整頓が行き届いており、書類なども見やすく、適切に管理されている。

<継続した記録が適切に管理されている。>

入園時からの子ども一人ひとりの記録は、わかりやすく「連絡ファイル」という名称でファイリングされている。エピソード形式で保育の経過が綴られており、その時々には保護者が寄せたコメントや子どもの作品なども収録されている。これを見ると子どもの育ちの経過が一目でわかるようになっていて、卒園しても子どもや保護者にとって、その内容はかけがえのないものになっている。

<園長が中心となり取り組んでいる教育により自主性、協調性が育まれている。>

生活の中での主体的な遊びを通し、子ども自身が学び、教育を積み重ねていくピラミッド教育法を取り入れている。園長が中心となり、研修を受講し、職員研修を行うことで、保育者の学びを深め、実践の大きな力となっている。その成果として、子どもたちの自主性、協調性、自立心が育まれている。

◇改善を求められる点

＜経営全般に渡る中・長期計画の充実化に向けた取り組みに期待したい。＞

中・長期計画は、経営の方向性を明らかにした中・長期ビジョンは示されているが、経営全体に渡る具体的な計画の策定については、まだ、途上の段階にある。今後とも継続して、計画の充実化に向けた取り組みに期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回、初めて岐阜県福祉サービス第三者評価の受審いたしました。自己評価や第三者評価の過程で、保育のあり方や園の運営全般について、様々な気づきを得ることができました。今後、改善課題を検討し、より質の高い保育を目指して改善に努めていきます。また、地域に開かれた園として、地域の子育て支援ニーズに対応した支援に取り組んでいきます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。